

練馬区公金管理検討委員会設置要綱

平成14年12月13日

練 収 発 第 1 2 1 号

(目的)

第1条 ペイオフ解禁など金融環境が大きく変化するなかで、区の保有する公金を安全かつ効率的に管理するため、金融分野の専門家等の指導・助言を求めることを目的として練馬区公金管理検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所轄事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項について、区に指導・助言を行う。

- (1) 金融機関の経営状況等の分析および評価
- (2) 金融商品の安全かつ効率的な選択
- (3) その他公金管理に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は4名以内の委員をもって組織し、金融について専門的な学識経験を有する者の中から区長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には、会長および会長代理を置く。
- 4 会長は、委員の互選により選任し、会長代理は、委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第4条 会議は、年2回の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。

- 2 委員会は、会長が会議の議長となる。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたとき、会長の職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、会計管理室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行する。